10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

解除事由の書き方：不明確な列挙・広範な無催告解除が招く事故

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　どういう場面か：相手方ドラフトに並ぶ解除事由

相手方から届いた取引基本契約書の、後ろのほうです。

> 第〇条（解除）
> 甲又は乙は、相手方が本契約に定める条項に違反したときは、本契約を解除することができる。

あるいは、こういう形かもしれません。

> 第〇条（無催告解除）
> 甲又は乙が本契約に定める義務に違反し、その違反の程度が重大であるときは、違反した相手方に対して催告することなく、直ちに本契約を即時解除することができる。

どちらも見慣れた条項です。そして、どちらも直す対象になります。

前者は解除事由が明確化されておらず、約定解除条項を定めた意味に乏しい（注1）。後者は無催告解除事由が具体的に定められておらず、しかも違反の程度の「重大」の意味が不明確です（注2）。

ここで、よくある助言が出てきます。「もっと広く解除できるように書き足しましょう」。**この助言は、多くの場合に的を外します。**広く書いても限定的に解釈されるおそれがありますし、自社が解除される側に回ったときには刃が返ってくるからです。

本稿は、解除事由をどう書くかを扱います。民法の枠組みそのものは別稿「催告解除と無催告解除：改正民法の枠組み」で、催告解除の側の制限は別稿『「軽微であるとき」の判断』で扱いました。ここは条項の設計です。

二　何を見るか

1　列挙が具体的か

最初に見るのは、解除事由が具体的に書かれているかどうかです。

冒頭の後者の例のように、単に「重大な契約違反」があった場合といった条項では、「重大」の解釈に関して疑義が生じる可能性があり、法的安定性を欠きます（注2）。「本契約の趣旨に反する行為があったとき」「信頼関係を破壊する行為があったとき」も同じです。書いた側は広く読めるつもりでいますが、実際に解除するときには、その行為が「重大」なのかを自分で判断しなければなりません。

逆に、契約違反その他の事由について解除事由を例示列挙しておくことにより、解除が無効とされるリスクを下げることが可能です（注1）。当該事由について契約当事者が重要視していることが明らかとなるためです（注1）。

具体的に書くことは、解除できる場面を狭めるように見えて、実際には解除の確実性を上げます。この裏返しの関係が、この記事の背骨です。

2　催告を要するものと要しないものが書き分けられているか

次に、催告の要否です。

実務では、すべての解除事由に基づく解除について無催告解除ができる旨を定めておく解除条項が多くみられます（注3）。催告を行う手間や労力をかけたくないという意向や、催告を行う場合には解除まで一定の時間が必要になることの考慮によるものです（注3）。

もっとも、そのように定めている場合であっても、実務上は、債務不履行があった場合、相手方の契約当事者はいきなり解除を行うのではなく、まず催告を行うことが通常でしょう（注3）。

条項の書きぶりと、実際の運用がずれています。このずれは、書き分けをしていないことから生じます。とくに「契約の違反（または債務の不履行）」については、催告を行ったうえで解除することができる旨を定めておく解除条項もみられます（注3）。

3　自社が解除される側になったときどう読めるか

三つめの視点です。解除条項の多くは、契約当事者の双方に約定解除権を付与する旨を定めています（注4）。**相互条項である以上、書き足した事由は相手方も使えます。**

なお、解除条項において約定解除権を付与する当事者を一方当事者に限定する定め方もあります。この場合でも、約定解除権を付与されなかった当事者が法定解除権を行使することは妨げられないのが通常です（注4）。一方に限定する条項は、相手方の解除権をゼロにするものではありません。

自社が受託者や借主の側で、相手方のドラフトに解除事由が広く並んでいるときは、それが自社にどう向くかを1

つずつ確かめます。条項を裏返して読む技術は、別稿「自社の立場で読み替える」で扱っています。

三　直し方

1　事由を類型で束ねる

解除事由としてよくみられるものは、次のとおりです（注5）。

- 契約の違反（または債務の不履行）
- 法的倒産手続の申立てがあったこと（または法的倒産手続が開始されたこと）
- 支払停止または支払不能、手形の不渡りまたは銀行取引停止、差押えまたは公租公課の滞納処分等がなされたこと
- 営業許可の取消しや営業停止等の処分がなされたこと
- その他、財産状態の悪化または債権保全の必要が生じたこと（いわゆるバスケット条項）

これらは、期限の利益喪失条項における喪失事由とほぼ同様です（注5）。組織変更（合併や会社分割）を行ったことや、反社会的勢力との関係を解除事由とする例もあります（注5）。

書くときの勘所が2つあります。

解除事由は契約上の義務違反に限定されません。支払停止、手形の不渡り、破産等の申立てが生じた場合を解除事由とすることも可能です（注6）。相手方が約束を破ったかどうかとは別に、相手方の信用が悪化したこと自体を事由にできます。当事者の合意で追加される解除事由としては、行政処分等により事業の継続が困難となった場合、支払停止・支払不能・不渡り等の状態となった場合、第三者から民事執行・民事保全の申立てを受けた場合などがあります（注7）。

ただし、倒産手続の申立てを解除事由とする条項（倒産解除特約）は、書いても効かないことがあります。このことは項を改めて述べます。

包括条項（当該契約上の義務に違反した場合、といった条項）を入れておくことも一般的ですが、包括条項を適用して解除できるかどうかは、当該義務が契約書に明記してあるかが重要です（注6）。とくに、当該契約の付随的な義務については、契約書に記載のないことを理由に紛争になるケースが多いので、注意が必要です（注6）。

2　無催告解除は限定列挙にする

無催告解除条項を広く書いた場合、どうなるか。条項は原則として有効ですが、限定的に解釈されるおそれがあります（注2）。

家屋の賃貸借契約に、賃料を1か月でも滞納したときは催告を要せず契約を解除することができるという特約が付されていた事案があります。最一小判昭和43年11月21日民集22巻12号2741頁は、この特約をこう解しました（注8）。

> 家屋の賃貸借契約において、一般に、賃借人が賃料を一箇月分でも滞納したときは催告を要せず契約を解除することができる旨を定めた特約条項は、賃貸借契約が当事者間の信頼関係を基礎とする継続的債権関係であることにかんがみれば、賃料が約定の期日に支払われず、これがため契約を解除するに当たり催告をしなくてもあながち不合理とは認められないような事情が存する場合には、無催告で解除権を行使することが許される旨を定めた約定であると解するのが相当である（注8）

条項は「1か月でも滞納したとき」と書いてあります。しかし、そのとおりには効きません。催告をしなくても不合理とは認められない事情が存する場合に限って無催告解除ができる約定である。そう読み替えられたうえで、その限度で効力が肯定されています（注8）。

限定解釈で済まない場合もあります。同じ日に出た最一小判昭和43年11月21日民集22巻12号2726頁は、建物の賃借人が差押えを受け、または破産宣告の申立てを受けたときは賃貸人は直ちに賃貸借契約を解除することができるという特約について、賃貸人の解約を制限する借家法1条ノ2の規定の趣旨に反し賃借人に不利なものであるから同法6条により無効である、とした原審の判断を正当としています（注9）。

同じ日の同じ小法廷が、一方を限定解釈で生かし、他方を無効としました。いずれも建物の賃貸借の事案ですが、広く書けばそのとおりに効くわけではないことは、事業者間の契約でも変わりません。

したがって、無催告解除の必要が生じると想定されるケースを、できる限り具体的に条項化することが望ましいことになります（注2）。無催告解除事由を7号にわたって具体的に列挙した改善例もあります（注2）。

条項の形としては、催告解除と無催告解除を項で分ける書き方があります（注10）。1項で「相手方が本契約に基づく義務に違反した場合において、相手方に対して催告したにもかかわらず、催告から〇〇日以内にその義務が履行されないとき」と定め、催告期間の日数まで書いておく。2項で無催告解除の事由を列挙する。その列挙を、たとえば次のように書きます（注10）。

> ① 本契約の各条項に違反し、かつ、当該違反を是正したとしても本契約の目的を達成することが困難であるとき
> ② 本契約の各条項に違反し、かつ、その違反の是正が著しく困難または不可能であるとき（注10）

この書き方は、違反の是正ができるかどうかを基準にし、無催告解除の線を民法542条の考え方（契約の目的を達成できるか）に近づけています。条文と同じ要件ではありませんが、限定解釈されても条項の意味が失われにくい書き方です。

3　倒産解除特約は、置いたうえで手前の事由を立てる

信用不安に備える条項の代表が、倒産解除特約です。「当事者の一方が破産の申立て、民事再生の申立て、会社更生の申立て、又は特別清算の申立てを行った場合」に「他方当事者は直ちに契約を解除できる」と定めるものです（注11）。

この特約は、いちばん使いたい場面で効かないことがあります。会社更生では、更生手続開始の申立ての原因となる事実を解除事由とする特約（注12）が、民事再生では、フルペイアウト方式のファイナンス・リース契約で再生手続開始の申立てを解除事由とする特約（注13）が、それぞれ最高裁で無効とされています。倒産手続の趣旨・目的に反するというのが理由です。

所有権留保付きの動産の売買については、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和7年法律第56号）が、買主について再生手続・更生手続の開始の申立てがあったことや、その開始の原因となる事実が生じたことを解除事由とする特約を無効と定めました（同法110条）。同法は公布から2年6月以内の政令で定める日に施行され、施行日前にされた特約には適用されません（同法附則16条）。

ただし、書くだけ無駄というわけでもありません。最高裁判例の射程には議論があり、実務上、倒産解除特約を契約書に置くことが回避されているという状況ではありません（注14）。

条項を書く側にとっての結論は、2つ立てておく、ということです。倒産解除特約はそのまま置く。そのうえで、支払停止、手形の不渡り、支払能力の欠如といった、倒産手続に至る手前の事由を別に立てる。もっとも、手前の事由であれば効くとは限りません。昭和57年の最高裁判決が無効とした特約は、手形の不渡りや更生手続開始の申立ての原因となる事実を事由とするものでした（注12）。所有権留保付きの売買では、上の新法の施行後は、開始の原因となる事実を事由とする特約も無効になります。一方、民事再生の事案で、買主の「明確な支払能力の欠如」を事由とする特約について、倒産処理手続の申立て等を直接の解除事由とするものではないことなどから、原則として効力を認め、再生手続の目的を達成できないという特段の事情がある場合に限り権利の濫用として無効とした裁判例があります（注15）。三の1で挙げた事由の列挙が効いてくるのは、この局面です。

なぜ効かないのか、どこまで効かないのかは、倒産法の側の問題です。双方未履行双務契約における管財人・再生債務者の選択権や否認との関係を含めて、別稿「倒産手続と契約条項の限界」が扱います。

4　解除の効果を書き分ける

解除事由を直したら、効果の側も見ます。

契約の効力を遡って消滅させるのか、将来に向かって終了させるのか。賃貸借契約や委任契約、継続的契約においては、解除条項で特に定めていない場合であっても、合理的意思解釈によって、約定解除権の行使により契約は将来に向かって消滅すると解される場合が多いと考えられます（注16）。もっとも、解釈に委ねるより書いておくほうが確実です。

損害賠償の請求を妨げない旨も、確認的に置いておきます。解除と損害賠償は択一ではありません（民法545条4項）。

四　相手方への説明のしかた

解除事由を具体化する修正は、相手方に受け入れられやすい部類に入ります。伝え方が大事です。

避けたい言い方。「この解除条項は不明確なので直してください」。相手方は、自社に有利に広く書いたつもりでいます。不明確だと言われても、直す動機が生まれません。

通りやすい言い方。「この書き方だと、いざ解除するときにお互い判断がつきません。裁判例でも、広い無催告解除条項は限定して解釈されています。具体的に書いたほうが、双方にとって使える条項になります」。

具体化は双方の利益になる、という説明ができる。これがこの論点の強みです。相手方も、いざというときに解除できないのでは困ります。裁判例の限定解釈を示せば、広く書くことの実益が乏しいことは理解されます。

そのうえで、相手方が広い書きぶりに固執する場合があります。相手方が解除する側に立つ場面（自社が受託者・借主・買主である場合など）を想定しているときです。そのときは、事由を絞る交渉から、**催告の要否を分ける交渉に切り替えます。**事由の列挙はそのままにして、催告解除の対象に移す。相手方にとっては解除できる場面が残るので、飲みやすくなります。

五　どこまで直すか：譲れる事由と譲れない事由

解除事由の修正は、すべてを通す必要がありません。仕分けます。

譲れないのは、自社の事業継続に直結する事由です。自社が受託者で、「甲が必要と認めたとき」といった裁量的な解除事由が無催告解除に入っているなら、ここは落とします。落ちなければ、せめて催告解除の側に移します。稼働中の体制が一方的に止められる条項だからです。

譲れるのは、現実化しない事由です。自社に倒産手続の申立ての可能性がないなら、倒産解除特約の書きぶりに時間をかけません。組織変更を予定していないなら、組織変更を解除事由とする条項も同様です。この仕分けの基準そのものは、別稿「どこまで直すか」で扱います。

そして、直しきれなかった条項については、運用でしのぐことになります。現実に解除権を行使する場面で、無催

告解除事由に該当するか一義的に明らかでない場合には、催告して解除するのが無難です（注2）。**条項が広いことと、その条項を使えることは別です。**広い無催告解除条項を持っていても、いざ使うときには催告してから解除する。この運用を社内で共有しておくほうが、条項を1条整えるより効きます。

なお、相手方が消費者である契約では、消費者契約法10条の制限に服する点にも注意が必要です（注2）。事業者間の取引とは別の検討が要ります。

本稿で扱わなかったこと

本稿は、条項をどう書くかだけを扱いました。書いた条項が実際に争われるとどうなるかは、裁判例で見るのが早いと思います。

無催告解除が限定解釈されるにとどまらず、**解除そのものが無効とされ、さらに不法行為に当たるとされた事例**があります。条項があるからと解除に踏み切った結果、損害賠償を負う側に回るという事故です。別稿「無催告解除が無効であり不法行為に該当するとされた事例」がこれを扱います。

もう一つ、継続的な取引では、条項の書きぶりとは別の枠組みが働きます。信頼関係が破壊されたといえるかどうかという判断です。三の2で引いた昭和43年判決も、賃貸借契約が当事者間の信頼関係を基礎とする継続的債権関係であることを限定解釈の理由に挙げていました。別稿「継続的契約の解除制限と信頼関係破壊の法理」がこの枠組みを扱います。

参考文献等

（注1）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）設問8（解除事由が不明確な場合）

（注2）同設問9（無催告解除事由を広範に定めた場合）

（注3）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）28〜29頁

（注4）同27頁

（注5）同28頁

（注6）前掲注1・設問8

（注7）塩野誠＝宮下和昌『事業担当者のための逆引きビジネス法務ハンドブック』（東洋経済新報社、2015）91頁

（注8）最一小判昭和43年11月21日民集22巻12号2741頁（昭和42年（オ）第1104号）

（注9）最一小判昭和43年11月21日民集22巻12号2726頁（昭和42年（オ）第919号）

（注10）前掲注3・29頁の記載例③

（注11）前掲注7・90〜91頁

（注12）最判昭和57年3月30日民集36巻3号484頁（昭和53年（オ）第319号）

（注13）最判平成20年12月16日民集62巻10号2561頁（平成19年（受）第1030号）

（注14）前掲注3・25〜26頁

（注15）東京地判平成23年12月21日（平成21年（ワ）第14326号、LEX/DB25490069）は、買主の「明確な支払能力の欠如」を解除事由とする特約について、倒産処理手続の申立て等を直接の契約の解除事由とするものではないから倒産解除特約と実質上同様の事由を定めたものとみることには疑問の余地があるとし、原則としてその効力を認めるべきであるとしました。

（注16）前掲注3・27頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/kaijo-jiyu-no-kakikata/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「解除事由の書き方：不明確な列挙・広範な無催告解除が招く事故」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。